官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一六）　一
○消費税法施行規則及び消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（財務六）　二
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二九）　二

〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府三三）　三
○戸籍が滅失した件（法務一一〇）　三
○除籍が滅失した件（同一一一）　三
○日本国に帰化を許可する件（同一一二）　三
○第二次カブール国際空港駐機場改修計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務七七）　四
○デサブ南地区給水施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同七八）　四
○道路維持管理能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同七九）　四
○アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八〇）　四
○ナロック給水拡張計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八一）　六
○保安林の指定をする件（農林水産六二三～六五〇）　六
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁三）　六
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境一三）　六
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（同二四）　六

〔国会事項〕
官庁事項　八

〔皇室事項〕
貸金業法第二十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　八
産　業　八
日本工業規格（国土交通省）　八
労　働　八
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八
最低工賃の改正決定に関する公示（山梨労働局最低工賃公示一）　八

〔官庁報告〕
諸事項　八

〔公　告〕
官庁　八
財団、金融商品取引業者の登録取消し処分、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所　八
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　九

省　令

○総務省令第十六号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十八日

総務大臣　新藤　義孝

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第八十項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　年金である給付に係る権利の裁定の請求に係る手続に関する情報の提供及び当該裁定を請求することの勧奨

第一条第八十三項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　年金である給付に係る権利の裁定の請求に係る手続に関する情報の提供及び当該裁定を請求することの勧奨

第一条第百一項第一号中「第十三条」を「第十六条」に改め、同項第二号中「第十七条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

第三条第二十一項第一号から第三号までの規定及び第五条第二十五項第一号から第三号までの規定中「若しくは第三種旅行業」を「、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○財務省令第六号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十一条の規定に基づき、消費税法施行規則及び消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十八日

財務大臣　麻生　太郎